

関西学院大学 研究成果報告

2019年 5 月 31 日

関西学院大学 学長殿

所属：司法研究科
職名：教授
氏名：京 明

以下のとおり、報告いたします。

| | |
|--------|---|
| 研究制度 | <input type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input checked="" type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。 |
| 研究課題 | 知的障害者等の取調べに対する法的規制～ イギリス法に基づく立会い制度論の構築 |
| 研究実施場所 | 関西学院大学上ヶ原キャンパス |
| 研究期間 | 2018年 4月 1日 ～ 2019年 3月 31日 (12ヶ月) |

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

1. はじめに

本研究は、科研費研究（課題番号26380100：以下、単に科研費研究という）を前提とする。そのため、本研究の成果を報告するには、科研費研究での成果と課題を確認することから始めざるを得ない。

2. 科研費研究での成果

科研費研究では、イギリス（ここではイングランド及びウェールズを指す。以下同じ）の法制度、すなわち「適切な大人（Appropriate Adult）」制度（以下、AA制度ともいう）を参考にして、知的障がい者などコミュニケーション能力に問題がある被疑者（学術的には供述弱者とも呼ばれる）の取調べに対しては、取調べの録音・録画だけではなく、弁護人以外の第三者の立会いも必要である旨の提言を行った。

このような提言を行った背景としては、もともと知的障がい者などコミュニケーション能力に問題がある被疑者の場合には、その障がい等の影響により、被疑者取調べという国家権力の強力な磁場の下では被暗示性・迎合性という特性が一般に強く認められ、したがって虚偽自白をする（つまり、本当はやっていなくともやったと言ってしまう）可能性が一般的・典型的に高いという事情がある。そのため、被疑者取調べの適法性を担保するうえではもちろん、そこで得られる供述の任意性・信用性を担保するうえでも、録音・録画だけでなく、そのような供述特性に理解のある第三者の立会い等も必要となるのである。

上記のような提言が机上の空論でないことは、捜査実務の動向からも伺える。すなわち、被疑者取調べに対する法的規制に関しては、2016年に刑事訴訟法が改正され、取調べの録音・録画（いわゆる可視化）制度が導入された。それに加えて、さらに知的障がい者などコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べに対しては、2011年以降、検察レベルにおいて、その録音・録画に加え、さらに、心理あるいは福祉関係者による取調べへの助言・立会いも試行されてきたのである（以下、両者を含めて立会い等という）。

3. 科研費研究での課題

科研費研究における提言は、このような捜査実務における立会い等の試行を発展的に拡大させることを意図するものであったが、かかる試行状況については、2013年ころを境として結果が公表されなくなり、客観的には先細りしているように見受けられる。しかし、そのことは供述弱者に対する配慮が不要であることを意味しているわけではない。その証拠として、例えば未成年者、とりわけ年少児童が性犯罪等の被害者（証人）となる場合には、心理学等の知見を積極的に活用して、いわゆる司法面接（forensic interview：例えば発問の仕方の工夫等）の手法が、捜査実務においても積極的に活用されるようになってきている（その限りでは、「助言」についてはなお活用されているとも評価しうる）。

そこで、被疑者への立会い等を再び活性化させるためにも、今一度原点に立ち返って、そもそも日英両国の捜査実務における供述弱者に対する取調べの違いを再検討する必要がある。この点の解明は、科研費研究の成果をより実りあるものとし、また、そこでの提言の実効性・説得性を高めていくうえで必要不可欠のものと考えられる。

4. 本研究の成果

本研究では、研究経費を最大限活用して、あらためて徹底的な文献調査を行うとともに、日本及びイギリスの実務家と研究者にもインタビュー調査等を行い、その成果として、以下の三点につき重要な知見を得ることができた。

まず第一点として、しかも、理論的・実務的にも日英両国を通じた最も重要な違いとして、取調べ機関に重要な違いがあるということである。すなわち、一口に捜査機関による取調べと言っても、イギリスでは警察のみが取調べにあたるのに対し、日本では、警察だけでなく、検察官も取調べにあたるという点にあらためて注目しなければならない。欧米では、検察官が捜査に携わるということはかなり珍しい法現象であり、イギリスもまたその例外ではない。しかも、日本の検察官は司法試験に合格した法律家であり、その法的地位という点でも、また法的能力という点でも警察官とは多くの違いがある。

そのため、取調べ実務をめぐって日英の制度と運用を比較検討する場合でも、そのような取調べを担当する機関（いわば取調べ主体）の差異を無視して検討を進めること自体が適切でないことが明らかになった。換言すれば、イギリスで警察を対象として実施されている各種の制度や特別措置が、日本では、警察との関係では妥当し得ても、検察との関係で直ちに妥当するわけではなく、したがって、個々の制度を、取調べ機関の差異に応じて個別具体的に、かつ、きめ細やかに比較検討し、導入の可能性を論じる必要があることが明らかになったのである。

第二点としては、上記立会い等をめぐる試行の先細り状況と日本における司法面接の導入の活性化とは、時期的に見ても一定の相関関係が認められるのではないかという点である。すなわち、取調べに第三者を立ち合わせるのは、時間的にもコスト面からも大きな負担を伴うのに対し、取調べの手法として司法面接が導入されれば、むしろ立会い等に比べれば大きなコスト減に繋がるからである。この点は、特に被疑者の取調べをめぐっては無視できない問題である。しかも、上記立会い等の試行が検察官の取調べを中心に行われていたことに鑑みれば、法的能力の高い検察官のところで取調べ技法の高度化が図られれば、もはや第三者に援助を求める実益は失われる（もっとも警察段階では、必ずしもそこまで言い切れることは出来ないであろう）。また、被疑者取調べの録音・録画も実務に着実に浸透してきた点も、立会い等の必要性を減じる方向に働いてきた面もあろう。

他方で、同様に、被害者ないし証人の面接にあっても、特に児童虐待の被害児童の面接にあたっては、司法面接の手法のみならず、近時では、警察、検察及び児童相談所が連携して、そもそも面接（事情聴取）を一回で済ませようとする「協同面接」の取り組みが浸透してきており、これはコスト面のみならず、証人たる児童の負担減という観点からも注目を集め

ている。このような動向に照らすならば、供述弱者をめぐる問題は、被疑者よりも、むしろ被害者ないし証人の面接へと実務上の関心がシフトしてきている状況を看取しうる。

もっとも、そのことは、被疑者取調べをめぐる問題に悪影響を及ぼしているわけでは必ずしもない。なぜなら、「被疑者」であろうと、「被害者」又は「証人」であろうと、被暗示性が強く迎合性が高いという人的特性は共通するものであり、それゆえ、「被害者」又は「証人」に対する取調べ技法は、「被疑者」の場合にも応用可能だからである。むしろ、知的障がいをもつ「被疑者」取調べの在り方を検討するうえでは、「被疑者」の場合だけでなく、知的障がいをもつ者が「被害者」又は「証人」として取調べを受ける場合の対処にも、視野を広くもって検討する必要があるかもしれないというべきであろう。

最後に、第三点としては、「知的障がい」概念について、日英の両国において微妙なニュアンスの違いがあるということも、あらためて明らかとなった。イギリスにおいて知的障がいの概念は、「Learning Disability」という言葉で包括的に表現される。日本語に直訳すれば「学習障害」であるが、学習障害を含む近年の新たな障がい概念の多様性へ対応するために、このような包括的な概念への変更が行われたのである。それゆえ、イギリス刑事司法における障がい者への対応を紹介・検討するうえでも、個々の制度や運用が、日本の文脈においてどのような障がいを指すものであるのか、個別に慎重に取り扱わなければならないことが痛感された。

以上の成果をふまえ、以後2年以内に研究論文を発表する予定であり、すでに川崎英明本学名誉教授らのための古稀記念論文集に本研究結果を寄稿することが決定されている。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。